

指定訪問看護

指定介護予防訪問看護

医療保険

契 約 書

(2024.7)

たじま医療生活協同組合

訪問看護ステーションえがお

利用者_____様と、たじま医療生活協同組合（以下「事業者」という）は、訪問看護ステーションえがお（以下「事業所」という）が利用者に対して行なう訪問看護サービス(以下「事業」という)について次の通り契約します。

〈契約の目的〉

第1条 事業者は、利用者に対して介護保険法、医療保険法の趣旨に従って事業を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスに対する料金を支払います。

〈契約期間〉

第2条 この契約期間は、_____年 _____月 _____日から、利用者の要介護・要支援認定満了の日、医療保険利用期間までとします。

〈訪問看護計画〉

第3条 事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

〈訪問看護の内容〉

第4条 利用者が提供を受ける事業の内容は「重要事項説明書」に定めた通りです。事業者は「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

〈サービス提供の記録〉

第5条 事業所は、事業の提供をした際にはあらかじめ定めた「訪問看護サービス記録書」等の書面に必要事項を記入し、利用者の相談をうけることとします。事業所は、訪問看護サービス記録書をこの契約の終了後5年間保管します。利用者は、事業所の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

〈料金〉

第6条 訪問看護サービスに対する利用料金は、訪問看護サービス提供開始にあたり重要事項説明書第6項のサービス利用料の通りとします。

〈サービスの中止〉

第7条 利用者は、事業に対してサービス提供の前日までに通知することにより、サービスの利用を中止することができます。

〈利用料の変更〉

第8条 事業者は、利用者に対して1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。利用者が料金の変更を承諾した場合、新たな料金に基づく「利用料及び同意書」を交付します。

利用者が料金の変更を承諾しない場合は、利用者は事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

〈契約の終了〉

第9条 利用者は、事業者に対し1週間の予告期間をおいて文書により通知することで、この契約を解除することができます。但し、利用者の心身の異変など止むを得ない事情のある場合は、予告期間が1週間以内でも解除することができます。事業者は、止むを得ない事情がある場合は、利用者に対して1ヶ月の予告期間をおいて理由を付した文書で通知することにより、契約を解除することができます。

2. 次の理由に該当した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

- ① 事業者が正当な理由なく事業を提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- ④ 事業者が破産した場合

3. 次の理由に該当した場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、その催告にもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ② 利用者及びその家族が事業者や事業所及び事業所の職員に対して
 - ・暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為を行った場合
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為を行った場合
 - ・サービス利用中に職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、録音を行う行為又はインターネット等に掲載する行為を行った場合
- ③ 利用者やその家族が事業者及び事業所の職員に対して、本契約を継続しがたい背信行為があった場合

4. 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が保健施設に入所した場合

- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

〈秘密の保持〉

第10条 事業所及び事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

事業所は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報は用いません。

〈賠償責任〉

第11条 事業者は、事業の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

〈緊急時の対応〉

第12条 事業所は、事業を行っている時に利用者の病状に急変が生じた場合、及びその他必要な場合は速やかに主治医・歯科医師・関係機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

〈身分証携行の義務〉

第13条 事業所の職員は、常に身分証を携行し、利用者又はその家族から提示を求められたときはいつでも身分証を掲示します。

〈連携〉

第14条 事業所は事業の提供にあたり、医療機関及び介護支援専門員や福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

〈苦情対応〉

第15条 事業者は、利用者及びその家族からの相談・苦情に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望・苦情などに対し迅速かつ適切に対応します。

〈本契約に定めていない事項〉

第16条 事業者及び利用者は、信義誠実をもってこの契約を実行するものとします。この契約の定めていない事項については、介護保険法及び関連法規の定めるところを厳守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

この契約書は、介護保険法、医療保険制度に基づくサービスを対象にしたもので、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

〈裁判管轄〉

第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、神戸地方裁判所豊岡支部を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者又は代理人が署名し、事業者が署名押印の上、各1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者 住所
氏名 _____

代理人 住所
氏名 _____ 続柄 ()

代筆の理由 高齡 手指動作困難 認知症状あり その他 ()

事業者 所在地 豊岡市今森 465 番地の 1
名称 たじま医療生活協同組合
理事長 藤井高雄 (印)

(事業所) 所在地 豊岡市江本 396-1 101
名称 訪問看護ステーションえがお

(印)